

## 協同労働の協同組合に関する法制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっている。また、2000年以降の急速な構造改革は、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に影響を与えている。

働く機会が得られないことで「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がってきている。また、障害を抱える人々や社会とのつながりをつくりがたい若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体の共通した課題となっている。

こうした中、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民みずから解決することを目指し事業展開をしてきている。しかしながら、この一つである「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解や契約、社会保障などの面で課題が生じている。

既に欧米では労働者協同組合についての法制度が整備されており、日本においても法制定を求める取り組みが始まっている。

協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりの創造、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が社会連携の中で仕事を興し、社会に参加する道を開くことなど、諸問題の解決手段の一つとして期待できるものである。

したがって、多様な社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として協同労働の協同組合に関する法制定を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月18日

鳥取市議会議長 上 杉 栄 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 様  
厚生労働大臣  
経済産業大臣